監　査　報　告　書

令和８年６月17日

学校法人平成医療学園
　理　　事　　会　御中
　評　議　員　会　御中

学校法人平成医療学園
常勤監事　吉田明代
監　　事　永井隆世
監　　事　桜山郁夫

私たち学校法人平成医療学園の監事は、私立学校法第52条第１項及び学校法人平成医療学園寄附行為第29条第１項第１号及び第69条第１項の規定に基づき、学校法人平成医療学園の令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況を監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

記

１．監査の方法

私たち監事は監査に当たり、理事会及び評議員会等に出席するほか、理事から業務の執行状況の報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、主要な関係部署における業務及び財産の状況を調査し、事業報告書に記載された内容が適正に実行されているかを監査しました。会計監査人からは、その監査の方法及び結果について報告を受け、計算書類等の調査を行いました。

また、改善第三者委員会の報告書を踏まえ確認し監査いたしました。

２．監査の結果

(1)　学校法人平成医療学園の業務に関する決定及び執行については、事前に承認を得なければならない取引について事前に承認を得ていない取引がありました。なお、(3)以外は適切であり、不正の行為、又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

(2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、活動区分収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し法令及び寄附行為に従い、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

また、事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は、利益相反取引による理事の善管注意義務違反が認められました。その他では不正の行為又は法令違反、若しくは寄附行為に反する重大な事実は認められませんでした。

以　上